

真に冤罪被害者を早期に救済する再審法の実現を！

改正運動の強化を勝ちとるため募金のお願い

各 位

平素より、再審法改正をめざす市民の会の活動に対し、物心両面にわたるご支援をいただき、誠にありがとうございます。

おかげさまで、本会は結成7周年を迎えることができました。再審法改正の実現に向けたとりくみは、いままさに正念場を迎えています。冤罪被害者を一日も早く救済するための法改正を実現すべく、引き続き活動への募金にご協力をお願い申し上げます。

みなさまのご協力のもと、再審法や冤罪を生む刑事司法の問題についてWEBセミナーや学習会を開催するとともに、リーフレット・パンフレットの発行など、広く啓発活動を行ってきました。

また、国会請願署名や地方議会への意見書採択運動を進めながら、冤罪当事者の声を国会に届けるため、院内集会や国会議員への要請行動を、冤罪犠牲者の会をはじめ他の市民団体と連携して精力的に取り組んできました。

こうした活動が実を結び、2024年3月には超党派による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する国会議員連盟」が発足しました。同年6月には、証拠開示の拡充と検察による再審開始決定への不服申し立て禁止を盛り込んだ改正法案が国会に提出されましたが、衆議院の解散により廃案となりました。

一方、こうした国会の動きに危機感を抱いた法務省（最高検）は、法制審議会に再審部会を設置し、議員連盟案とは相反する内容の「答申」をまとめました。法務省はこの答申をもとに閣法（内閣提出法案）として提出しようとしたのですが、自党内からも「袴田事件のような冤罪被害を救済できない」と強い批判が相次ぎ、今国会での法案提出は見送られることになりました。

本会は、5月20日（火）に東京・文京区民センターにて結成7周年記念集会を開催します。議員連盟がまとめた法案の実現に向け、市民運動をさらに広げていきたいと考えています。

しかし、本会の財政は大変厳しく、活動を継続するための財源が不足しています。本会の運営は、会員の会費（一口1,000円以上）と募金によって支えられています。再審法改正の実現を願うみなさまの温かいご支援が、どうしても必要です。

同封の振込用紙または下記の振込口座に、募金をお寄せくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

2026年4月16日

再審法改正をめざす市民の会

共同代表

青木恵子（東住吉事件元再審請求人

伊賀カズミ（日本国民救援会会長）

宇都宮健司（元日弁連会長）

周防正行（映画監督）

村井敏邦（一橋大学名誉教授）

●郵便振替口座 00170-0-392704

●ゆうちょ銀行 10170-93367581

再審法改正をめざす市民の会（サインホウカイセイヲメザスシミンノカイ）

\*他の金融機関からの振込には、次の内容を指定してください。

【店名】〇一八 【店番】018 【預金口座】普通口座 【口座】9336758